

労働基準関係法令違反に係る公表事案

愛知労働局

最終更新日：令和6年6月1日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) ヒューテック	愛知県名古屋市千種区	R5.12.1	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第655条	高さ7.65メートルの足場で、足場用墜落防止設備を設けることなく請負人の労働者に作業を行わせたもの	R5.11.1送検
(株) MARUKO 富士見リサイクルセンター	愛知県豊橋市	R6.1.19	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の7	車両系荷役運搬機械（フォークリフト）と接触するおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせていたもの	R6.1.19送検
(株) マルゲン鐵工業	愛知県半田市	R6.2.13	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者に玉掛け作業を行わせたもの	R6.2.13送検
(株) 木曾路 本社	愛知県名古屋市昭和区	R6.2.16	労働基準法第36条	労働者2名に月100時間以上の違法な時間外・休日労働を行わせたもの	R6.2.16送検
(株) ケー・ズコーポレーション	愛知県春日井市	R6.2.22	労働基準法第37条	労働者9名に、4か月間の時間外労働に対する割増賃金合計約58万円を支払わなかったもの	R6.2.22送検
ふみこデンタルクリニック	愛知県名古屋市東区	R6.2.22	労働基準法第40条	労働者1名に、36協定の締結・届出を行うことなく、違法な時間外労働を行わせたもの	R6.2.22送検
(株) 牧工業	愛知県海部郡大治町	R6.2.22	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生法施行令第6条 労働安全衛生規則第566条	足場の解体作業において、足場の組立て等作業主任者に職務を行わせなかったもの	R6.2.22送検
(株) グラッド	愛知県名古屋市中区	R6.2.22	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第563条	高さ約21mの足場上で、手すり等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.2.22送検
(株) プルミエール	愛知県豊橋市	R6.3.8	最低賃金法第4条	労働者2名に、2か月分の定期賃金合計約65万円を支払わなかったもの	R6.3.8送検
(株) 東海興業	愛知県名古屋市中区	R6.3.22	労働安全衛生法第97条 労働安全衛生規則第563条	約1か月の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を提出したもの	R6.3.22送検
(株) 西尾紙器	愛知県西尾市	R6.4.23	最低賃金法第4条	労働者1名に、1年8か月分の定期賃金合計約106万円を支払わなかったもの	R6.4.23送検
(株) ツチャ	愛知県犬山市	R6.5.22	労働基準法第26条	労働者1名に、5か月分の休業手当合計約62万円を支払わなかったもの	R6.5.22送検
石黒組 (株)	愛知県豊川市	R6.5.24	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条5号の3	不整地運搬車の運転の業務につかせるにあたり、特別の教育を行わなかったもの	R6.5.24送検
(株) リョクリン	愛知県日進市	R6.5.24	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	トラクター・ショベルを用いて運搬作業を行うに当たり、機械等による危険を防止措置を講じなかったもの	R6.5.24送検

合計	14
----	----